

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例（平成21年3月26日京都市条例第43号）（総合企画局地球温暖化対策室）

本市は、京都市環境保全事業振興基金を「地域に根ざした環境保全活動」等に関する事業の振興のために活用してきましたが、同基金を環境共生市民協働事業（環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる都市を実現するため、本市が市民と共に実施する事業）に活用するため、次のとおり、条例の名称及び目的等を変更することとしました。

- 1 条例の名称を京都市環境共生市民協働事業基金条例に変更します。
- 2 基金設置の目的を環境共生市民協働事業に要する費用に充てることに変更します。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第43号

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を改正する条例

京都市環境保全事業振興基金条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

京都市環境共生市民協働事業基金条例

(設置の目的)

第1条 環境共生市民協働事業（環境への負荷が少なく、かつ、持続的に発展することができる都市を実現するため、本市が市民と共に実施する事業をいう。以下同じ。）に要する費用に充てるため、京都市環境共生市民協働事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第5条第1項中「事業の振興に必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改め、同条第2項中「必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改める。

第6条中「事業の振興に必要な財源」を「環境共生市民協働事業に要する費用」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(総合企画局地球温暖化対策室)